「このまちの「自治」のかたち」

昨年末の12月市議会において、これからの高松市のまちづくりの基本となる「高松市自治基本条例」が全会一致で可決成立し、市制施行120周年の記念日である、この2月15日から施行されることになりました。この条例では、本市の条例としては初めて、日本国憲法にあるような前文をおいて、条例制定の趣旨や目指すべきものを謳っています。その最後の部分は次のとおりです。

「私たちはここに、自治の基本理念を共有し、地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくるとともに、心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくりを推進するため、高松市自治基本条例を制定します。」

この条例では、高松市の自治運営の基本原則を「情報共有」「参画」「協働」の3点に求め、市民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務を明らかにしました。その上で、大きな特徴として、コミュニティを軸としたまちづくりを進めるために、地域コミュニティ協議会を条例上、明確に位置付けています。

「日本の都市を無気味な不安に落し入れている社会的病理現象の根因は、(中略)コミュニティの崩壊である」(※)、とも言われています。特に、本市のように人口が相当規模にのぼり、最近、複数町との合併を経験した都市にとっては、都市内分権によるコミュニティの再生と充実が急務の課題となっているのです。「戦前日本の農本主義者達は「自治」を、「首ずから治まる」と読ませた」(※)ほど、農村では、共同体的人間の評が強固に存在していました。都市社会では、共同体的人間関係が希薄になり、そこから生じる問題を解決するための都市政治(=自治)というものが、なおさら重要となってくるのです。そして本市では、その自治の軸を地域コミュニティ協議会を主体とした施策に求めたいと考えています。

高松市自治基本条例に魂を入れていくのはこれからです。二度目の還暦を機に原点に返り、情報共有と参画と協働の三原則にのっとり、本市の自治のかたちをしっかりと整えてまいりたいと思います。

(**※**)

「ポスト工業化時代の都市ガバナンスーその政治経済学ー 神野直彦」(岩波講座・都市の再生を考える2)